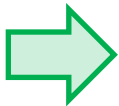
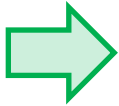


## 1. 個人住民税の非課税限度額等

(医療保険等の自己負担限度額の軽減など、非課税限度額を参照しているものを含む)

- 
- 25年度は影響は無い。
  - 26年度以降の税制改正において対応。
  - 非課税限度額を参照しているものは、26年度以降の税制改正を踏まえて対応。

## 2. その他生活扶助基準の見直しに直接影響を受け得る国の制度

- 
- ① 生活扶助基準の見直しに伴う他の制度への影響については、それぞれの制度の趣旨や目的、実態を十分考慮しながら、できる限りその影響が及ばないよう対応することを基本的考え方とする。(就学援助、保育料の免除、児童養護施設等の運営費等)
  - ② ただし、生活保護と同様の給付を行っているような制度については、生活保護の基準の例により給付を行う。(中国残留邦人への給付等)

## 3. 地方単独事業

(例: 準要保護者に対する就学援助)

- 
- 国の取組を説明の上、その趣旨を理解した上で各自治体において判断して頂くよう依頼



## 生活扶助基準の見直しに伴い他制度に生じる影響について

生活扶助基準の見直しの影響を受ける国の制度

(①できる限り影響が及ばないように対応するもの)

項 目	生活保護基準との関係	平成25年度の対応
<b>厚生労働省</b>		
保育所の保育料の免除に係る階層区分	保育所の徴収金(保育料)基準額表の階層区分として、生活保護受給世帯等(第1階層)、市町村民税非課税世帯(第2階層)、市町村民税課税かつ所得税非課税の世帯(第3階層)、所得税課税世帯(第4～8階層)を採用。  徴収金(保育料)基準額:第1階層 負担なし ⇒ 第2階層 9,000円(6,000円) ⇒ 第3階層 19,500円(16,500円) 第4階層～第8階層 30,000円(27,000円)～104,000円(101,000円) ※3歳未満児の場合、( )内は3歳以上児の場合	第2階層の者については、特に困窮していると市町村長が認めた世帯については、無料とすることが可能となっている。
児童保護費等負担金等	児童入所施設措置費、保育所運営費、障害児施設措置費等について ○「一般生活費」、「日用品費」及び「児童用採暖費」の改定については、生活保護の「改定率」に準拠し、改定前の額を増減させている。  ○「期末一時扶助費」、「入進学支度金」、「葬祭料」及び「分娩介助料」については、生活保護における単価の改定に準じて改定している。  ※単価は毎年度の予算において決定。	○「一般生活費」、「日用品費」、「児童用採暖費」及び「期末一時扶助費」については、これまで準拠していた「標準世帯」の設定が行われなくなったことなどを踏まえ、据え置く。 ○「入進学支度金」、「葬祭料」及び「分娩介助料」については、これまでと同様。  ※今後の改定の在り方については、速やかに検討を行い、その結果を踏まえ対応する。

<p>小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業</p>	<p>日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の小児慢性特定疾患児に対し、日常生活の便宜を図ることを目的として、特殊寝台等の日常生活用具を給付するもの。</p> <p>自己負担限度額の階層区分として、生活保護受給世帯等(A階層)、市町村民税非課税世帯(B階層)、所得税非課税かつ市町村民税課税の世帯(C1・C2階層)、所得税課税世帯(D1～D19階層)を採用。生活保護受給世帯等は負担なし。</p> <p>【負担額】  生活保護世帯等: 0円  →市町村民税非課税世帯: 1100円  →所得税非課税世帯(所得割の額のない世帯): 2250円  →所得税非課税世帯(所得割の額のある世帯): 2900円</p>	<p>生活保護基準の見直しによる影響を受けまいよう、保育所の保育料の免除に係る措置同様、B階層の対象世帯のうち、特に困窮していると市町村が認めた世帯についても、自己負担を無料とする取扱いができるようにする。</p>
<p>養育医療給付事業</p>	<p>未熟児の養育に必要な医療について、医療保険の自己負担分の全部又は一部を補助するもの。</p> <p>自己負担限度額の階層区分として、生活保護受給世帯等(A階層)、市町村民税非課税世帯(B階層)、所得税非課税かつ市町村民税課税の世帯(C1・C2階層)、所得税課税世帯(D1～D14階層)を採用。生活保護受給世帯等は負担なし。</p> <p>【負担額】  生活保護世帯等: 0円  →市町村民税非課税世帯: 2600円  →所得税非課税世帯(所得割の額のない世帯): 5400円  →所得税非課税世帯(所得割の額のある世帯): 7900円</p>	<p>生活保護基準の見直しによる影響を受けまいよう、保育所の保育料の免除に係る措置同様、B階層の対象世帯のうち、特に困窮していると市町村が認めた世帯についても、自己負担を無料とする取扱いができるようにする。</p>

<p>結核児童療育 給付事業</p>	<p>特に長期の療養を必要とする結核児童を病院に入院させ、適切な医療等の給付を行うもの。</p> <p>自己負担限度額の階層区分として、生活保護受給世帯等(A階層)、市町村民税非課税世帯(B階層)、所得税非課税かつ市町村民税課税の世帯(C1・C2階層)、所得税課税世帯(D1～D19階層)を採用。生活保護受給世帯等は負担なし。</p> <p>【負担額】  生活保護世帯等: 0円  →市町村民税非課税世帯: 2200円  →所得税非課税世帯(所得割の額のない世帯): 4500円  →所得税非課税世帯(所得割の額のある世帯): 5800円</p>	<p>生活保護基準の見直しによる影響を受けないよう、保育所の保育料の免除に係る措置同様、B階層の対象世帯のうち、特に困窮していると都道府県等が認めた世帯についても、自己負担を無料とする取扱いができるようにする。</p>
<p>病児・病後児保育の利用料の免除</p>	<p>利用料については各市町村等において定めることとしているが、生活保護法による被保護者世帯や、市区町村民税非課税世帯が利用した場合には、利用人員に応じ、市町村へ補助を行っている。</p> <p>(参考)  低所得者減免分加算  ・生活保護法による被保護者世帯 5,000円×年間延利用人員  ・市区町村民税非課税世帯 2,500円×年間延利用人員</p>	<p>生活保護基準の見直しによる影響を受けないよう、保育所の保育料の免除に係る措置に準じて、市町村民税非課税世帯のうち、特に困窮していると市町村が認めた世帯の利用に係る加算額について、被保護世帯と同額とするようにする。</p>

<p>児童入所施設措置の徴収金</p>	<p>児童入所施設への入所又は委託に要する費用等を支弁した都道府県又は市町村の長は、本人又はその扶養義務者から、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができるもの。</p> <p>児童入所施設の徴収金基準額表の階層区分として、生活保護受給世帯等(A階層)、市町村民税非課税世帯(B階層)、市町村民税課税かつ所得税非課税の世帯(C階層)、所得税課税世帯(D階層)と設定。</p> <p>徴収金基準額:A階層 負担なし ⇒ B階層 2,200円(1,100円) ⇒ C階層 所得に応じて4,500円(2,200円)～6,600円(3,300円) D階層 所得に応じて9,000円(4,500円)～全額徴収</p> <p>※入所施設の場合、( )内は母子生活支援施設、自立援助ホームの場合、情緒障害児短期治療施設等の通所利用の場合</p> <p>※ただし、B階層となった場合であっても、扶養義務者のいない世帯、母子世帯等又は障害児(者)がいる世帯の場合の負担はゼロとする。また、それ以外のB階層の世帯についても、特に困窮していると都道府県又は市町村の長が認めた世帯については、無料とすることが可能となっている。(助産施設を除く)</p>	<p>B階層の世帯については、扶養義務者のいない世帯、母子世帯等又は在宅障害児(者)がいる世帯については、無料となっている。それ以外のB階層の世帯についても、特に困窮していると都道府県又は市町村の長が認めた世帯については、無料とすることが可能となっている。</p> <p>※助産施設の費用負担については、B階層以上であれば、医療保険から支払われる出産育児一時金で賄うことができるため、実質的な負担増にはならず、ただちに対応が必要なものではない。</p>
---------------------	--	--

<p>障害児入所支援の措置</p>	<p>障害児に対して契約によらずに行政処分として障害児入所支援を提供した場合の負担基準月額の段階区分として、生活保護受給世帯等、市町村民税非課税世帯、市町村民税課税世帯等を採用。生活保護受給世帯等は負担なし。</p> <p>徴収金基準月額：A階層（生活保護受給世帯等） 負担なし ⇒ B階層（市町村民税非課税世帯） 2,200円 ⇒ C階層（市町村民税非課税世帯かつ所得税課税世帯） 4,500円～6,600円 ⇒ D階層（所得税課税世帯） 所得に応じて9,000円～全額徴収</p> <p>ただし、B階層となった場合であっても、扶養義務者のいない世帯、母子世帯等又は障害児（者）がいる世帯の場合の負担はゼロとする。また、それ以外の世帯でB階層となった場合であっても、都道府県の長の判断で、負担をゼロにすることが可能</p>	<p>B階層の世帯については、扶養義務者のいない世帯、母子世帯等又は在宅障害児（者）がいる世帯については、無料となっている。それ以外のB階層の世帯についても、特に困窮していると都道府県の長が認めた世帯については、無料とすることが可能となっている。</p>
-------------------	--	---

<p>養護老人ホームへの入所措置</p>	<p>養護老人ホームへの入所措置の対象となる者の基準として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護受給世帯であること</li> <li>・市町村民税所得割非課税世帯であること</li> <li>・災害その他の事情により世帯の生活が困窮していると認められること</li> </ul> <p>が入所要件となっている。【老人福祉法施行令】  ※生活保護受給世帯と市区町村民税非課税世帯との間で、取扱いに区別は設けていない。</p> <p>養護老人ホームへの入所措置に要する費用を、被措置者の扶養義務者から徴収するに当たっての階層区分として、生活保護受給者(A階層)、市町村民税非課税者(B階層)、所得税非課税者かつ市町村民税所得割非課税者(C1階層)、所得税非課税者かつ市町村民税所得割課税者(C2階層)、所得税課税者(D1～D14階層)を採用。  ※養護老人ホームの保護費負担金については、一般財源化されたところであり、当該通知は技術的助言となっている。</p> <p>扶養義務者費用徴収基準額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・A階層、B階層 → 0円</li> <li>・C1階層 → 4,500円</li> <li>・C2階層 → 6,600円</li> <li>・D1～D14階層 → 9,000円以上</li> </ul>	<p>【入所措置の要件】  その他の事情により生活が困窮していると認められる世帯については、養護老人ホームへの入所措置の対象となっている。</p> <p>【費用徴収】  著しい不合理が生じる特別の事情がある場合には、市町村長の判断により適当な措置をとることが可能となっている。</p>
----------------------	---	--



<p>介護保険の社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度</p>	<p>利用者負担の軽減の対象者は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護受給者</li> <li>・市町村民税世帯非課税であって、下記に該当する生計困難者             <ol style="list-style-type: none"> <li>① 年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。</li> <li>② 預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。</li> <li>③ 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。</li> <li>④ 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。</li> <li>⑤ 介護保険料を滞納していないこと。</li> </ol> </li> </ul> <p>となっている。(軽減事業を実施するかは、社会福祉法人等の判断による。)</p> <p>(軽減の程度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護受給者</li> </ul> <p>→居住費について、補足給付適用後の自己負担額の全額。(自己負担分(1割)と食費については、生活保護より支給される。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村民税世帯非課税であって、上記に該当する生計困難者</li> </ul> <p>→自己負担(1割)・食費・居住費について、補足給付適用後の自己負担額の1/4(高齢福祉年金受給者1/2)が原則。</p>	<p>生活保護基準の改定によって、現在利用している者が生活保護受給者でなくなった場合についても、継続して現在と同様に軽減できる対応とする。</p>
<p>要保護世帯向け不動産担保型生活資金における1ヶ月の貸付上限額</p>	<p>要保護世帯向け不動産型生活資金における1ヶ月の貸付上限額は、生活扶助額の1.5倍以内とされている。</p>	<p>「生活扶助額の1.5倍」は、衣食関係支出のみならず、医療関係支出、住宅補修関係支出なども賄うことが可能な額として定められた基準であり、据え置く。</p>

<p>介護福祉士等 修学資金貸付 事業等における 生活費加算</p>	<p>介護福祉士等修学資金貸付事業等は、介護福祉士養成施設等に在学する者のうち、家庭の経済状況等から貸付が必要と認められる者に対し学費等の貸与を行うもの。 生活費加算は、生活保護受給世帯に準ずる経済状況にある世帯の者に対し貸与するものであり、その額は、生活扶助基準に相当する額の範囲内で決定。</p>	<p>生活保護基準の見直しによる影響を受けないよう、据え置くこととし、今後の改定の在り方については、速やかに検討を行い、その結果を踏まえて対応する。</p>
<p>戦傷病者特別 援護法に基づく 療養手当</p>	<p>戦傷病者のうち1年以上の長期入院患者で傷病恩給等の年金を受けていない者に対し支給するもの(月額29,400円)で、生活保護基準の改定率に準じて改定。</p>	<p>法令上、生活保護に準じることにはなっていないことに加えて、受給者の状況を踏まえ、据え置く。</p>
<p>国民年金保険 料の免除</p>	<p>&lt;法定免除&gt; 生活保護法の規定による生活扶助を受けている者は、法定免除に該当。【国民年金法】</p> <p>&lt;申請免除(全額)&gt; 前年の合計所得金額が次の基準以下の者については、申請免除(全額)に該当。申請免除(全額)の対象となる者の所得基準については、市町村民税非課税世帯を参考に設定。</p> <p>申請免除(全額)の対象となる者の所得基準について、具体的には以下のとおり。 【国民年金法施行令】 算式: 35万円 × (控除対象配偶者 + 扶養親族 + 1) + 22万円</p>	<p>「法定免除」から「申請免除(全額)」に切り替わる場合は、手続漏れが発生しないよう、福祉事務所に対して周知を徹底。</p>
<p>国民健康保険 や後期高齢者 医療制度の適 用除外</p>	<p>生活保護受給者は国民健康保険や後期高齢者医療制度の被保険者の適用除外となっている。【国民健康保険法等】</p>	<p>国民健康保険等に限らず、介護保険等をも含む保険料・自己負担等(軽減後)を負担してもなお、今後の生活を継続できるか十分に配慮した上で、生活保護の廃止を判断する取扱いとなっており、福祉事務所に対してその旨を徹底。</p>

<p>国民健康保険・後期高齢者医療制度における一部負担金の減免に対する財政支援</p>	<p>国民健康保険・後期高齢者医療制度において、保険者は、一部負担金を支払うことが困難であると認められる者に対して、一部負担金の減免を行うことができることとされており、以下の基準に該当する減免については、減免に要した費用の2分の1を国が財政支援することとしている。</p> <p>【国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令第6条第3号、後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令第6条第2号】</p> <p>&lt;基準&gt;  災害により資産に重大な損害を受けたことや、事業・業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したこと等により、以下のいずれにも該当することとなる世帯に対し、一部負担金の減免を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・世帯の収入が生活保護法の生活扶助・教育扶助・住宅扶助についての生活保護基準額以下であること</li> <li>・世帯の預貯金が生活保護基準額の3ヶ月分に相当する額以下であること</li> </ul> <p>※国民健康保険においては、上記基準に加え、入院療養を受ける被保険者に対する療養の給付に係る一部負担金の減免であることが必要。</p>	<p>本措置は、災害等により一時的に収入が減少した国保等の被保険者に対して、保険者判断により窓口負担を減免した場合に、当該保険者に財政支援を行うもの。</p> <p>窓口負担を減免するか否かは、災害等による一時的な収入減少が発生し、減免申請があった時点で、世帯の生活困難の状況により判断されるものであり、生活保護基準の見直しにより、既に減免措置を受けている者の取扱いがただちに変わるものではない。</p>
---	---	--

<p>介護保険料や高額介護サービス費等の段階区分</p>	<p>介護保険料や高額介護サービス費等の段階区分として、生活保護受給者であるか否か、市町村民税非課税世帯であるか否かが、低所得者の判定基準の一部となっている。【介護保険法施行令等】</p> <p>(介護保険料) 標準は6段階  第1段階(生活保護受給者等)・・・基準額×0.5  第2段階(市町村民税世帯非課税かつ年金収入80万円以下等)・・・基準額×0.5  第3段階(市町村民税世帯非課税かつ年金収入80万円超等)・・・基準額×0.75  第4段階(本人市町村民税非課税かつ世帯に課税者がいる者等)・・・基準額×1  ※基準額の全国平均額は4972円</p> <p>(高額介護サービス費の利用者負担上限額)  第1、2段階・・・個人上限額15000円等  第3段階・・・世帯合算上限額24600円</p> <p>※その他、補足給付の負担減額も同様の段階設定</p>	<p>介護保険等に限らず、国民健康保険等をも含む保険料・自己負担等(軽減後)を負担してもなお、今後の生活を継続できるか十分に配慮した上で、生活保護の廃止を判断する取扱いとなっており、福祉事務所に対してその旨を徹底。</p>
<p>自立支援医療の負担上限月額等の段階区分</p>	<p>自立支援医療等の負担上限額の段階区分として、生活保護受給世帯等、市町村民税非課税世帯、市町村民税課税世帯を採用。自立支援医療については、生活保護受給世帯等は負担なし、市町村民税世帯非課税かつ年金収入80万円以下は2,500円。【障害者自立支援法施行令等】</p>	<p>自立支援医療等に限らず、国民健康保険等をも含む保険料・自己負担等(軽減後)を負担してもなお、今後の生活を継続できるか十分に配慮した上で、生活保護の廃止を判断する取扱いとなっており、福祉事務所に対してその旨を徹底。</p>

文部科学省		
<p>就学援助制度における学用品費等の支給</p>	<p>学校教育法上、経済的理由によって就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対し、市町村は必要な援助を与えなければならないこととされている。支給対象者の範囲については、各市町村の判断。</p> <p>&lt;生活保護の要保護者&gt; 生活保護の要保護者に対して学用品費等の支給を行った場合には、国が費用を補助することとされている。【就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律】</p> <p>※要保護者：保護を要する状態にある者</p> <p>&lt;準要保護者&gt; 市町村(教育委員会)の判断で、要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者(準要保護者)についても支給を実施している。</p>	<p>生活保護基準の見直しによる影響を受けないよう、25年度当初に要保護者として就学支援を受けていた者で、引き続き、特に困窮していると市町村が認めた世帯については、要保護者としての国庫補助申請を認める取扱いとする。</p> <p>準要保護者については、国の取組を説明の上、その趣旨を理解した上で各自治体において判断して頂くよう依頼。</p>
<p>特別支援教育就学奨励費</p>	<p>特別支援学校及び小中学校の特別支援学級に在籍する幼児児童生徒の保護者に対し就学に必要な支援を行うにあたって、生活保護基準をもとに保護者の所得に応じて支弁基準(Ⅰ～Ⅲ区分)(※)を設定し、その区分ごとに保護者への支援の内容を定めている。【特別支援学校への就学奨励に関する政令】</p> <p>(※)第Ⅰ区分 生活保護基準の1.5未満 第Ⅱ区分 生活保護基準の1.5倍から2.5倍 第Ⅲ区分 生活保護基準の2.5倍以上</p>	<p>生活保護基準の見直しによる影響を受けないよう、従前と同水準の支援を行える取扱いとする。</p>

<p>幼稚園就園奨励費補助</p>	<p>子どもが幼稚園に通っている場合に、地方公共団体が行う補助に対して国庫補助(平成24年度補助単価)(※)          [公立]          生活保護世帯、市町村民税非課税世帯、市町村民税所得割非課税世帯(年収約270万円以下)・・・20,000円          [私立](4階層区分)          I 生活保護世帯・・・226,200円          II 市町村民税非課税世帯(市町村民税所得割非課税世帯含む)(年収約270万円以下)・・・196,200円          III 市町村民税所得割課税額(77,100円以下)世帯・・・112,200円(年収約360万円以下)          IV 市町村民税所得割課税額(211,200円以下)・・・49,800円(年収約680万円以下)</p> <p style="text-align: right;">(※)いずれも第1子の額</p>	<p>生活保護基準の見直しによる影響を受けないよう、25年度当初に第一階層(生活保護世帯)であった者で、引き続き、特に困窮していると市町村が認めた世帯については、第一階層としての国庫補助申請を認める取扱いとする。</p>
<p>私立高等学校等授業料等減免</p>	<p>生活保護世帯等の児童生徒に対し授業料等減免措置を行う学校法人に対する都道府県の補助(国は都道府県に対し国庫補助(小中学生のみ)等により支援)</p>	<p>生活保護基準の見直しによる影響を受けないよう、25年度当初に生活保護世帯として減免を受けていた者であって、引き続き、県が特に困窮していると認める者については国庫補助申請等を認める取扱いとする。          国の取組を説明の上、その趣旨を理解した上で各自治体において判断して頂くよう依頼</p>
<p>総務省</p>		
<p>受信機器購入等支援事業</p>	<p>暫定的な衛星利用により地上デジタル放送を視聴している世帯のうち、NHK放送受信料全額免除(注)となっている世帯に対して、引き続き視聴できるようにするための対策工事費用のうち支援対象世帯の負担に相当する額を給付。</p> <p>(注)NHK放送受信料全額免除の基準内容に「生活保護法に規定する扶助を受けている場合」を含む</p>	<p>日本放送協会放送受信料免除基準が改定如何に関わらず、25年度については生活保護基準の見直しによる影響を受けないよう、従前と同様の支援を行える取扱いとする。</p>

法務省		
民事法律扶助の立替金の償還の免除・猶予	<p>生活保護法による保護を受けている者及び生活保護による保護を受けている者に準ずる程度に生計困難である者(※)は、代理援助・書類作成援助の被援助者に対する、立替金償還免除・猶予の対象となり得る。</p> <p>【総合法律支援法に基づき策定された日本司法支援センター業務方法書】</p> <p>(※)申込者及びその配偶者の収入・資産で判断(例えば単身者の場合は手取り月収が127,400円以下で資産を償還に充てることのできない合理的事情があること。)</p>	<p>被援助者の中に、仮に生活扶助基準の見直しにより保護脱却となる者がいたとしても、「生活保護に準ずる程度に生計困難である者」として、引き続き立替金償還免除・猶予の対象となり得る。</p>
公害等調整委員会		
公害等調整委員会に調停等を申請等する際の手数料の免除	<p>申請等を行う者が、生活保護法による保護を受けている者の世帯に属しているときは、手数料を免除【公害紛争の処理手続等に関する規則】</p> <p>(※)申請者及び同一生計の者の前年の所得税が非課税の場合は半額免除</p>	<p>引き続き、「生活保護受給者」を手数料免除の対象とするが、近年、生活保護受給者を対象とした免除は生じていない。</p>

国土交通省		
<p>独立行政法人自動車事故対策機構による生活資金の貸付け</p>	<p>保護者が自動車事故により死亡した者又は重度の後遺障害が残ったため生活困窮となった家庭の子弟(義務教育終了前の児童)に対し生活資金の貸付けを行っている。【独立行政法人自動車事故対策機構法第13条第5号イ、独立行政法人自動車事故対策機構に関する省令第28条及び独立行政法人自動車事故対策機構生活資金貸付業務実施要領】</p> <p>※貸付対象保護者の範囲(生活困窮状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①生活保護法第6条第1項に規定する被保護者</li> <li>②生活保護法第6条第2項に規定する要保護者</li> <li>③所得税を納付していない者</li> <li>④市町村民税を納付していない者又は市町村民税の均等割のみ納付している者</li> <li>⑤国民年金の保険料の納付を免除されている者</li> <li>⑥児童扶養手当の支給を受けている者</li> <li>⑦生活福祉資金の貸与を受けている者</li> <li>⑧市町村教育委員会から就学援助を受けている者</li> <li>⑨①から⑧までに掲げる者に準ずる生活状態にあると認められる者</li> </ul>	<p>生活保護基準の見直しによる影響を受けまいよう、従前と同様の取扱いとする。</p>
<p>住宅防音工事補助</p>	<p>公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律に基づき、生活保護法第6条第1項に規定する被保護者等が告示日後住宅の防音工事を実施する際の空気調和設備工事について国と地方公共団体とで85/100の補助率で補助金を交付。また、被保護者等が空気調和機器の更新工事を行う場合(告示日後を含む)は、国と地方公共団体とで95/100の補助率で補助金を交付</p>	<p>生活保護基準の見直しによる影響を受けまいよう、経過措置を設ける。</p>
<p>生活保護等世帯空気調和機器稼働費補助金交付</p>	<p>公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律に基づき、生活保護法第11条第1項に掲げる扶助を受けている世帯を対象に、国の補助を受けて設置された空気調和機器の稼働費について国と地方公共団体とで補助金を交付</p>	<p>生活保護基準の見直しによる影響を受けまいよう、経過措置を設ける。</p>



内閣府		
遅延損害金の免除	北方地域旧漁業権者等に対する特別措置法に基づき、独立行政法人北方領土問題対策協会が実施する低利融資制度において、借入後、借入者の世帯が生活保護(生活扶助、教育扶助、医療扶助等)の対象となったときは、遅延損害金を免除することができる。【遅延損害金免除基準(独立行政法人北方領土問題対策協会内規)】	25年度以降、新基準の下で生活保護の対象となった借主について遅延損害金を免除するとともに、旧基準において対象となる者については、生活保護基準の見直しによる影響を受けないよう、経過措置を設ける。
防衛省		
住宅防音事業 (空気調和機器機能復旧工事)	生活保護法第6条第1項に規定する被保護者等が空気調和機器機能復旧工事を行う場合は、10/10の補助率で補助金を交付	生活保護基準の見直しによる影響を受けないよう、経過措置を設ける。
空気調和機器稼働事業	住宅防音工事済住宅に居住する生活保護法第6条第1項に規定する被保護者等を対象に空気調和機器稼働事業の補助金を交付	生活保護基準の見直しによる影響を受けないよう、経過措置を設ける。

## 生活扶助基準の見直しの影響を受ける国の制度

(②生活保護と同様の給付を行っており、生活保護の基準の例により給付を行うもの)

項 目	生活保護基準との関係	平成25年度の対応
<b>厚生労働省</b>		
中国残留邦人等に対する支援給付	中国残留邦人等の置かれた特別の事情にかんがみ、老後生活の安定に資するよう、収入に応じた支援給付を行うもの(老齢基礎年金の満額支給に上乘せして支払われるとともに、支給に当たっては、収入認定や資産の保有等において弾力的な取扱いをしている。)。【中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律】	残留邦人の置かれた特別の事情にかんがみ、生活保護と同様の給付を行っているものであり、引き続き、生活保護の基準の例により給付を実施。
国立ハンセン病療養所等入所者家族生活援護費	ハンセン病療養所入所者の家族のうち、その生活の需要に不足分があった場合、生活保護の基準の例により、生活援護を行うもの。【ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第十九条に規定する援護に関する政令】	ハンセン病療養所入所者の家族の置かれた特別の事情にかんがみ、生活保護と同様の給付を行っているものであり、引き続き、生活保護の基準の例により給付を実施。
ハンセン病療養所非入所者給与金(援護加算分)	ハンセン病療養所の非入所者の生活の安定等を図るため、非入所者の収入(非入所者給与金を除く。)が生活保護基準を下回る場合に、非入所者給与金に加え、援護加算として、生活保護基準に達するまでの金額を支給するもの。援護加算は、生活保護の基準の例により行う。【ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第十九条に規定する援護に関する政令】	ハンセン病療養所の非入所者の置かれた特別の事情にかんがみ、生活保護と同様の給付を行っているものであり、引き続き、生活保護の基準の例により給付を実施。

**地方単独事業等**

項 目	生活保護基準との関係	平成25年度の対応
<b>文部科学省</b>		
災害共済給付の共済掛金の一部免除	独立行政法人日本スポーツ振興センター(以下「センター」という。)の行う災害共済給付制度に関して、公立の義務教育諸学校の設置者は、児童又は生徒の保護者(要保護者又は準要保護者)から共済掛金の一部(学校の設置者の定める額)を徴収しないことができる。【独立行政法人日本スポーツ振興センター法】	国の取組を説明の上、その趣旨を理解した上で各自治体において判断して頂くよう依頼。
高等学校等奨学金事業	都道府県が実施する高等学校等奨学金事業については、奨学金の貸与を受けられる者の要件として収入基準を設けており、一部の都道府県において当該収入基準に生活保護基準を参照している。	各都道府県における高等学校等奨学金事業の現行水準が維持されるよう、依頼。
大学等授業料減免等	生活保護基準に連動した所得基準等を各大学等の判断で設定している場合がある。	今回の生活保護基準の見直しにより低所得世帯に対する授業料減免の取組が後退しないよう、各大学において適切に対応してもらうよう依頼する。
<b>総務省</b>		
日本放送協会放送受信料の免除	日本放送協会放送受信料免除基準に基づき、生活保護法に規定する扶助を受けている者はNHK放送受信料の全額免除に該当。	日本放送協会に国の取組を説明。受信料制度の趣旨を踏まえて対応。

(注) 個人住民税の非課税限度額や非課税限度額を参照する制度については、平成25年度の影響はなく、平成26年度以降の税制改正の議論を踏まえて対応する。(滞納処分における給料等の差押禁止額については、変更の必要があれば同様の対応。)